

第1章 はじめに

1 策定の背景と目的

本市は、住宅建設計画法に基づき、平成7年の国勢調査を基準にした「松本市住宅マスタープラン」を平成10年3月に策定しました。しかし、その後の合併による市域の拡大、社会・経済情勢の変化に対応するため、平成18年施行の住生活基本法に基づいた計画の見直しを行う必要が生じました。

超少子高齢型人口減少社会の到来に対応し、全ての市民が良好な住環境のもとで豊かな生活を享受することを目標に、住宅の総合計画である「松本市住宅マスタープラン」を策定します。

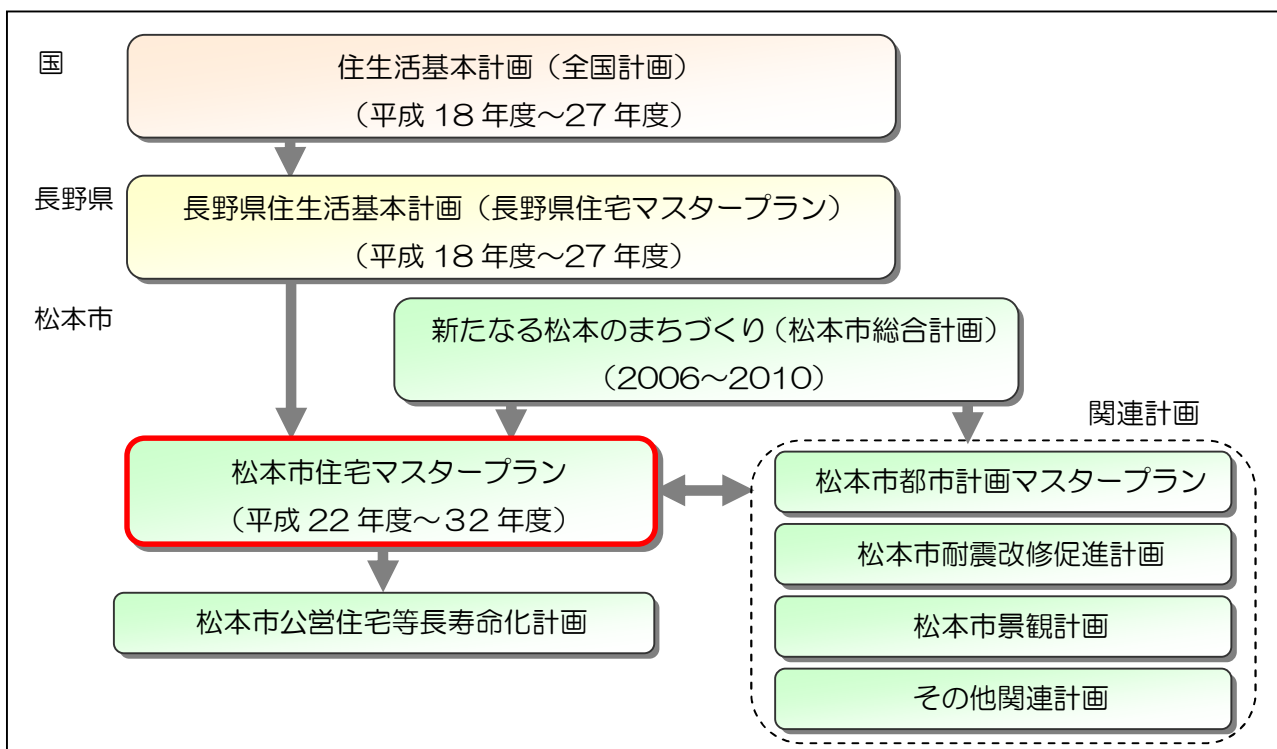
2 計画期間

計画期間は、平成22年から32年までの概ね10年とします。

3 計画の位置付け

住宅マスタープランは、本市の総合計画を上位計画とした、住宅政策に関する総合的な計画です。本計画に位置付ける施策を効果的なものとするため、都市計画等の関連計画との連携を十分に図り、整合性のとれた計画とします。また、長野県住生活基本計画を踏まえた上で、本市の特性を考慮した具体的な計画とします。

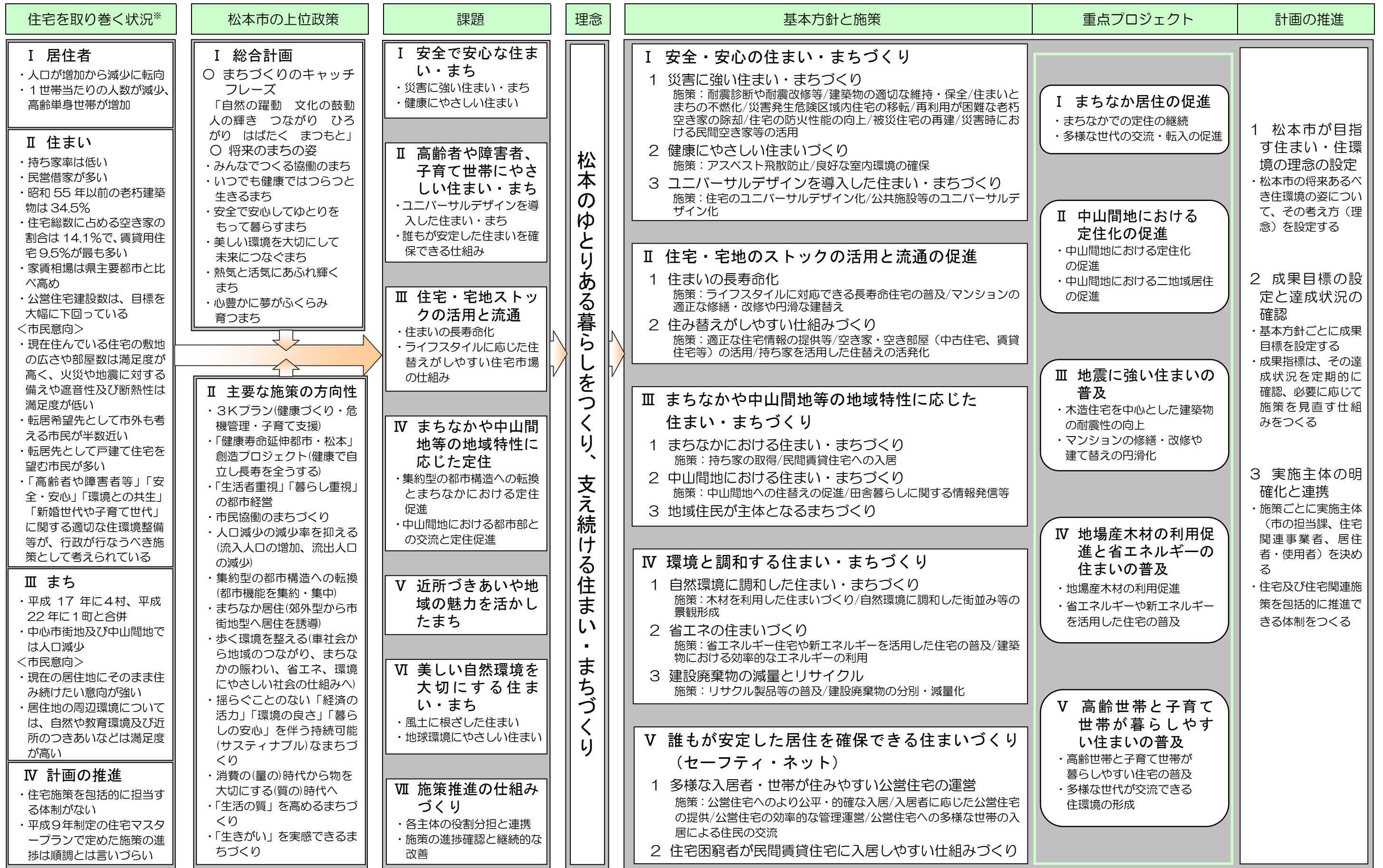
図 本計画の位置付け



4 計画の体系

住宅マスタープランの体系を次ページの図に示します。

図 松本市住宅マスタープラン計画体系図



*市民意向以外の状況は旧松本市のもの(市民意向は旧松本市及び旧4村を対象としたアンケートの結果)